平成２５年（フ）第５０１０号
大阪府東大阪市旭町18番17号　リバーハイツ101号、前住所大阪府東大阪市六万寺町１丁目５番21号
債務者　北川　孝行
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０４３号
大阪市東淀川区淡路２丁目６番28号　シャルムＥＫ２―201号
債務者　兼益　弘子（旧姓坊向・髙砂）
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１１８号
大阪市西成区玉出中２丁目13番18号　メゾン玉出302号
債務者　中川　　亮
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９６８号
横浜市中区曙町３丁目32番地　大岩ビル503号室
債務者　堀江　廣子
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６０号
沖縄県宜野湾市伊佐２丁目７番10―301号メゾンＫ
債務者　濱田　達彦
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第８６８号
東京都国立市富士見台４丁目37番地の19第一昭和ビル203
債務者　松山あゆみ
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月16日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８７３号
東京都八王子市暁町１丁目23番17―503号
債務者　馬場　真彦
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月16日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第９４０号
東京都青梅市新町３丁目３番地の13沖ビル401
債務者　草野久美子
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５５１号
栃木県宇都宮市平松本町372番地２　メゾン・ライトピュア203号
債務者　川島　昌昭
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続終結

平成２４年（フ）第１７７７号
福岡市博多区店屋町６番１号
破産者　株式会社大村商店
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７４７号
福岡市博多区博多駅中央街２番１号
破産者　有限会社アンチーク三幸
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６３４号
埼玉県越谷市東越谷１丁目５番地９
破産者　株式会社森田工業
1　決定年月日　平成25年11月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２４２０号
横浜市旭区今宿２丁目11番５号
破産者　有限会社おいて製作所
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３１０号
神奈川県厚木市小野2076番地１
破産者　七沢建設株式会社
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３００号
福岡市南区三宅３丁目25番１号
破産者　大日ペイント株式会社
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２８１５号
札幌市豊平区平岸３条10丁目５番６－２号第８いなば201号、開始決定時の住所札幌市豊平区平岸５条12丁目１番２―526号
破産者　篠原　東樹
1　決定年月日　平成25年11月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部